令和　元年　12 月　25 日

従業員の皆さまへ

労働者の過半数代表者の選任について

株式会社共同システムサービスにおける労働者派遣法に基づく「労働者の過半数を代表する者」（以下「従業員代表」という。）を選出するにあたり、令和元年 12 月 10 日から 12 月 24 日の間で立候補者を募集いたしました。

立候補者　1 名

所属　株式会社共同システムサービス　業務管理部

氏名　相田瞳

従業員代表の役割
① 令和 2 年労使協定の締結（労働者派遣法第 30 条の 4）
② 会社との話し合い及び従業員への進捗報告・連絡調整

（立候補者の所信表明）
　この度、労働者派遣法第 30 条の 4 による労使協定締結に際しての従業員代表に立候補いたしました、株式会社共同システムサービス業務管理部の相田瞳と申します。派遣労働者の皆さまのために、会社としっかり議論していこうと考えておりますで、どうぞ選任同意をお願いいたします。

上記の立候補者につきまして、令和元年 12 月 25 日から令和 2 年 1 月 31 日までの間に、各事業所に立候補者に対する選任同意書を回覧いたします。

株式会社共同システムサービス
業務管理部